

協和補償コンサルタント株式会社
カスタマーハラスメント対応方針

2026 年 10 月 1 日

協和補償コンサルタント株式会社
代表取締役 平山貴祥

カスタマーハラスメント対応基本方針

当社は、「お客様の要求の内容が妥当性を欠き、またはその要求を実現させるための行為が社会通念上不相応なもので、当社および委託先の従業員の就業環境を害するもの」をカスタマーハラスメントと定義します。

対象となる行為

- ・身体的、精神的な攻撃（暴行、傷害、脅迫、強要、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言）や威圧的な態度
- ・継続的な言動、執拗な言動
- ・土下座の要求
- ・拘束的な行動（不退去、居座り、監禁、長時間または複数回に及ぶ拘束）
- ・差別的な言動、性的な言動
- ・当社従業員個人への攻撃や要求
- ・当社従業員の個人情報等の SNS 等への投稿（写真、音声、映像の公開）
- ・正当な理由のない、または当社の責任や社会通念の範囲を超える金銭補償の要求、謝罪の要求

カスタマーハラスメントへの対応

- ・不当な要求には毅然とした態度でお断りします。
- ・当社がカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合は、お客様対応をお断りします。
- ・必要に応じて、法的対応を視野に入れて適切に対応します。
- ・暴力行為や脅迫・恐喝などが発生した場合は、警察や弁護士と連携し適切に対応します。